

# 今月の税務トピックス (NISA制度の抜本的拡充・恒久化)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



## はじめに

資産所得倍増プラン（新しい資本主義実現会議：令和4年11月28日決定）では、NISA制度は主に中間層の資産形成の入り口として定着しつつありますが、その活用割合は2割に低迷しており、さらに活用を促す余地があるとされていました。

令和5年度税制改正では、家計金融資産を貯蓄から投資にシフトされるため、令和6年1月1日からNISA制度の予見可能性を高め、制度をシンプル化する見直しが行われました。

本稿では、見直されたNISA制度の概要とその実務上の留意点について解説します。

## I NISA制度の恒久化

若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間が無期限化されました。

また、口座開設可能期間についても期限が設けられず、NISA制度が恒久的な制度とされました。

## II 特定累積投資勘定（つみたて投資枠）の創設

個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応可能とする観点から、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）について、旧つみたてNISAの水準（年間40万円）の3倍となる120万円まで拡充されました。

## III 特定非課税管理勘定（成長投資枠）の創設

企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ特定非課税管理勘定（成長投資枠）が設けられ、「積立投資枠」との併用が可能とされました。

また、「成長投資枠」の年間投資上限額については、旧一般NISAの水準（年間120万円）の2倍となる240万円まで拡充されました。これにより、年間投資上限額の合計は360万円となり、英國ISA（約335万円）を上回る規模となります。

## IV 生涯非課税限度額

投資余力が大きい高所得者層に対する際限

ない優遇とならないようにするために、一生涯にわたる非課税限度額が設定されました。その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、旧つみたてNISAの水準（800万円）から倍増以上となる1,800万円とされました。また、「成長投資枠」については、その内数として旧一般NISAの水準（600万円）の2倍となる1,200万円とされました。

## V 投資対象商品

NISA制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、高レバレッジ投資信託などの商品は投資対象から除外されました。また、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、金融庁における金融機関に対する監督及びモニタリングが強化されます。

なお、商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限定されます。

## VI 現行制度との関係

旧一般NISA及び旧つみたてNISAについては、令和5年12月31日で買い付けが終了となりましたが、非課税口座内にある商品については、新しいNISA制度における非課税限度額の外枠で、改正前の取扱いが継続できることとされます。

## おわりに

見直されたNISA制度については、投資未経験者も含めて、利用者が簡単に活用できるようにする必要があります。そこで、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、関係省庁において連携の上、デジタル技術の活用等により、NISA制度に係る手続きの簡素化・合理化等が進められます。

また、デジタル庁と連携を図りつつ、マイナンバーカードの活用も含め、NISA制度及びiDeCo制度の口座開設の簡素化も検討されています。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。